

令和7年度信州理系学生キャリア探索事業業務委託契約書（案）

長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）と ○○○○○（以下「受託者」という。）は、次の条項により、令和7年度 信州理系学生キャリア探索事業業務委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（委託業務）

第2条 委託する業務は次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 令和7年度信州理系学生キャリア探索事業委託業務
- (2) 委託内容 信州理系学生キャリア探索事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく事業を実施する。

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月19日（金）とする。

（委託料）

第4条 委託料は、金○○○○○円とする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○○円）

（契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金（契約金額の10/100以上の額）○○○○○円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

- 2 委託者は、第7条の規定により検査に合格し、業務完了報告書の引き渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

【契約保証金を免除する場合】

第5条 契約保証金は○○○○○円とし、その納付は免除する。

- 2 受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、この契約に定めるほか、仕様書及び公募型プロポーザルに提出された提案書（以下「提案書」という。）に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の仕様書及び提案書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 受託者は、令和8年3月19日までに事業完了報告書（様式第1号）に関係書類を添付して委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内にその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格になったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に要する費用は受託者の負担とする。

(秘密の保持、個人情報の保護)

第8条 受託者は、この契約の履行に際して知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

2 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」（別紙）を遵守しなければならない。

(委託料の支払)

第9条 委託者は、第7条第2項の規定により通知した後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払う。

(前払金)

第10条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前払金を委託者に請求することができるものとする。

(危険負担)

第11条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果物の亡失又は毀損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 受託者は、成果物の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修復し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、継承)

第13条 委託者は、この契約に生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、委託者が特別な理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限り

ではないものとする。

(再委託の禁止)

第 14 条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合には、この限りではないものとする。

(契約内容の変更)

第 15 条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第 1 項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な経費を負担しなければならない。

(著作権)

第 16 条 この契約により生じる著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は委託者に帰属するものとする。

2 前項にかかわらず受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、委託者は、受託者がそれらを利用し成果物に類似した製品を作成することを妨げない。この場合、委託者はかかる権利留保物についての当該権利の非独占的使用権を取得する。ただし委託者は受託者の承諾を得ない限り、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与し、若しくは担保権の目的としてはならない。

3 受託者は、第 1 項により委託者に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託者の従業員又は受託者等がこれらの権利を有する場合には、これらの者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

4 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

(契約解除)

第 17 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者又は受託者の使用する職員が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(4) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第 17 条の 2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第 17 条の 3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 18 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第 7 条第 1 項に規定する期限までに事業業務報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務の事業業務報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 9 条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第 12 条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第 17 条から第 17 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、第 5 条に規定する契約保証金の額に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。

5 委託者は、前項の場合において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行なわれているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

6 受託者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるとときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 19 条 受託者は、第 17 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支

払われなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（関係書類の整備・保存等）

第 20 条 受託者は、委託事業の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して整理するとともに、労働関係帳簿、採用関係書類及び会計関係帳簿及び関係書類を整備しなければならない。

2 前項の書類等は、委託事業の終了した日の属する年度の終了後 5 年間、又は現に監査、検査、訴訟等における場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第 21 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行にあたり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定める。

（A）この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

（B）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

〔注〕（A）は紙の契約書を作成する場合、（B）は電子契約を行う場合に使用する。

令和 7 年〇月〇日

委託者 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県知事 阿部 守一

受託者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

個人情報取扱特記事項

（秘密の保持）

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱い）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（責任体制の整備）

第3 受託者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制（個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の発生等に備えた連絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。）を構築し、及び維持しなければならない。

（責任者及び従事者）

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、責任体制と併せて、あらかじめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようにさせなければならない。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（作業場所の特定）

第5 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合は、この限りでない。

（教育及び研修の実施）

第6 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(再委託の原則禁止)

第8 受託者は、次項の規定による委託者の承諾があった場合を除き、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受託者は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により委託者が受託者に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出して、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託を行う業務の内容
- (5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
- (7) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の委託者の承諾は、書面によるものとする。

4 受託者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第9 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第10 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託による管理を含む。以下同じ。）のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去)

第 11 受託者は、この契約による業務を行うために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後においては、委託者の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受託者は、前項の廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）に当たっては、記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理しなければならない。

3 受託者は、廃棄等に際し、委託者から立合い又は報告書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（漏えい等発生時の対応）

第 12 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項に定めるもののほか、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（監査又は調査）

第 13 委託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受託者に対して必要な報告を求め、随時に実地監査又は調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受託者は、委託者から個人情報の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。

3 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

（契約の解除）

第 14 委託者は、受託者が個人情報保護法、番号利用法その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 15 受託者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。

特記事項の説明

第1 秘密の保持関係

委託契約によって知り得た個人情報の内容を漏えいすることを禁止するものである。従来の契約書には、「業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない」と規定するケースが多いが、ここでいう個人情報は、秘密にあたるか否かを問わず生存する個人に関するすべての情報をいう。

なお、個人番号及び特定個人情報を含む事務を委託しない場合には、括弧書は不要となる。

第2 個人情報の取扱い関係

受託者は、原則として、個人情報保護法及び番号利用法による個人情報取扱事業者に対する規律が適用されるとともに、県の機関から委託を受けた業務については、個人情報保護法の規定により次のとおりであるとともに、番号利用法第11条の規定により、個人番号及び特定個人情報を含む事務については県の機関と同様の安全管理措置義務が課されることとなる。

- (1) 看護大学又は総合リハビリテーションセンターから委託を受けた業務については、個人情報保護法第23条の規定により安全管理措置を講じなければならないが、当該県の機関は、個人情報保護法第25条の規定により当該安全管理措置を求めなければならない。
- (2) (1)の業務以外の業務については、個人情報保護法第66条第2項の規定により県の機関と同様の安全管理措置義務が課されることとなり、当該県の機関は、同条第1項の規定により当該安全管理措置を求めなければならない。なお、個人番号及び特定個人情報を含む事務を委託しない場合には、「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）」の記載は不要となる。

第3 責任体制の整備関係

受託者における責任体制を明確にし、個人情報の安全管理を実効性のあるものにする必要がある。

第4 責任者及び従事者関係

受託者の管理体制や責任者を明確にし、従事者を委託者が把握することで、委託先従業員による個人情報の不適正使用を抑止するためのものである。

第5 作業場所の特定関係

受託者の作業場所を特定することで、個人情報が不用意に拡散することを防ぐものである。また、受託者の作業環境を委託者が把握することにより、委託者が、適切な安全管理措置を指示できるようになる。

第6 教育及び研修の実施関係

受託者に対し、個人情報の適切な取扱いのために必要な知識等を、責任者及び従事者に習得させるため、教育及び研修を行うよう求めるものである。

第7 個人情報の目的外利用等の禁止関係

委託を受けた業務を行う際に、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の目的外利用、第三者への提供を禁止するものである。

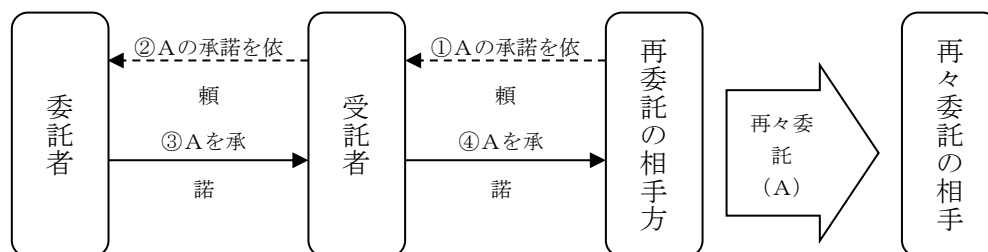
この場合の取り扱う個人情報には、委託者から提供されたもの、又は、業務を行うため受託者が自ら収集等するものがある。

第8 再委託の原則禁止関係

業務の一部を例外的に再委託する場合に、再委託の相手方において個人情報の適切な安全管理措置が講じられることを、委託者が確認した上で再委託の諾否を判断することとしている。これは、再委託の契約について委託者が監督できることとするためのものであり、再々委託以降の契約においても同様である。

また、再委託以降の契約について、受託者が包括的に責任を負うこととしている。

<例：再々委託（A）を行おうとする場合の事務>



第9 個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止関係

委託者から提供された個人情報の複製及び複写を禁止するものである。

なお、業務の安全対策上、情報の二重化等により複写をする場合には、委託者の承諾を得て行うものとする。

第10 個人情報の安全管理措置関係

委託者から提供された個人情報を漏えい等しないよう安全管理措置を義務づけるものである。

なお、保管場所及び保管方法等にも留意するものとする。

第11 個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去関係

委託を受けた業務を行う際に、必要がなくなった個人情報の返還、廃棄又は消去の義務を課したものである。

この場合の取り扱う個人情報には、委託者から提供されたもの、業務を行うため受託者が自ら収集等したものがある。

第12 漏えい等発生時の対応関係

委託を受けた業務を行う際に、取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれのある場合には、個人の権利利益が侵害される危険性が非常に高いため、直ちに報告し、委託者の指示に従う義務を課したものである。

第 13 監査又は調査関係

委託者が、受託者等の委託業務における個人情報の取扱状況を实地監査又は調査することができることとしたものである。委託基準本文に定める年 1 回以上の实地監査又は調査により、個人情報の適切な安全管理措置が講じられているかを検証するとともに、改善事項の早期発見により、個人情報の漏えい等の事故等を未然に防止する。

また、委託者が必要と判断した際に、受託者に情報提供を求め、必要な指示ができるものとしたことにより、受託者の協力が得られないことによる实地監査・調査の遅延等を防止することができる。委託者が把握していない再委託等が行われていると疑われる場合や派遣労働者による情報の盗用が疑われる場合など、受託者以外の者への实地監査・調査についても、受託者に指示をすることで必要な情報収集等を行うことができる。

第 14 契約の解除、第 15 損害賠償関係

本契約の措置事項に違反した場合の契約の解除や損害賠償に関する規定が盛り込まれている場合には、この規定は不要となる。

なお、個人番号及び特定個人情報を含む事務を委託しない場合には、「番号利用法」の記載は不要となる。